

歳入庁構想に関する考え方

2012年3月30日

株式会社日本総合研究所
調査部 西沢 和彦
nishizawa.kazuhiko@jri.co.jp

タックス・コンプライアンス・コストの計測と削減目標の設定

- 次の2種類のコストが明確に認識されるべき。
 - ①行政コスト(コスト全体の氷山の一角)
 - ②納税者側が負っているタックス・コンプライアンス・コスト(納税協力費用)
- 行政コストは、実際に見えやすいが、他方、納税協力費用は見えにくい。例えば、源泉徴収などは、政府と納税者自身がやるべき手続きを企業に肩代わりさせている。まずは、それらを政府自ら整理・計測し、歳入庁・番号制によっていかにそれらが削減されるかを国民に示すべき。
- 歳入庁・番号制導入によって、国税、市町村、日本年金機構の人件費などはいったいいくら削減できるのか。企業・家計は、行政につき合わされている時間と費用をどの程度節約できるようになるのか。

The IRS budget — the administrative cost of raising taxes — is, however, only tip of the iceberg of the total cost of collection. It is dwarfed by the costs borne directly by taxpayers, known as compliance costs. Part of this cost is the money spent on accountants and other tax preparers, software, and, tax guidebooks(後略).

Joel Slemrod , Jon Bakija [2004] ‘Taxing Ourselves 3rd edition’ The MIT Press P158

徴収機関分立の現状

- 所得税は現年課税。住民税は前年課税（前年の所得に対する税を翌年12分割して徴収）
- 厚生年金保険料は、4～6月の報酬に基づき、9月から徴収
- 確定申告をしない事業所得者は、国保のために「簡易申告」

図表) 個人の税と社会保険料徴収・納付の流れ

雇用主 (源泉徴収義務者、特別徴収義務者として)	所得税	T年の月々の給与・賞与から所得税を源泉徴収。税務署に、給与支払い総額と源泉徴収税額を報告・納付	T年の支払い給与500万円超の被用者に関し、源泉徴収票を税務署に提出。源泉徴収とT年終了後の実際の所得税との差異は年末調整等で調整
	住民税		
厚生年金、協会けんぽ保険料	4、5、6月の報酬を日本年金機構に届出。それに基づき、保険料を毎月納付(9月より)	同左	
事業所得者	所得税		税務署に確定申告 (T年の所得、所得税の課税最低限以上)
	住民税、国民健康保険料		市町村へ簡易申告 (T年の所得、所得税の課税最低限以下でも)
	国民年金保険料	定額保険料を日本年金機構に納付	同左

T年
T+1年

民主党の歳入庁構想

ら所得捕捉に専

資料) 日本総合研究所作成

次世代の国づくり

徴収機関分立の問題点

- **個人の所得情報が国税庁と地方自治体に分散。**所得比例年金、給付付き税額控除、GST クレジットなど所得再分配政策を公平・効率的に実施するために、正確な所得情報を一元的に管理する必要。
- 所得情報の正確性という観点からいえば、現在の「簡易申告」のそもそもの正確性、および、市町村ごとの質の均質性に懸念。本来、全国同じ精度で所得が捕捉されるべき。
- 雇用主は、従業員の所得の報告と税・保険料天引きという殆ど同じ事務を税務署、地方自治体、日本年金機構など複数の行政機関に行っており、無駄。今後、マイナンバー導入でさらに手間が増える懸念も。企業にかかるタックス・コンプライアンス・コストは極力最小化し、そこから生じた人と金を企業の本業に振り向けるべき。
- 前年課税は、地方自治体の側からみても、徴収漏れが起きやすい懸念。例えば、地方自治体が、T+1年に、退職者のT年の「給与支払報告」を受けても、特別徴収(天引き)の仕組みを使えない。雇用が流動化すれば、この問題は一層深刻。また、転居者の場合、とりわけ徴収困難に。徴収漏れによる財源不足は、他の真面目な納税者の負担に行き着き、公平性にも欠ける。住民税も、所得税と同様に、現年課税とすれば(大綱P37に「検討」との記載あり)、こうした事態は防げる。
- 1つの行政機関にまとめるべき。

簡易申告書のサンプル

●極めて簡素な様式。地方自治体によって書式も異なる

平成 年中(.1.1 ~ .12.31)所得の簡易申告書

平成 年 月 日

世帯主欄

<あて先> 姫路市長
 下記のとおり申告します。

住所	姫路市	電話	
世帯主名		印	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

国保番号

一連番号

所得区分 加入者氏名	年間給与収入 (パート収入含む 交通費は除く)	年間年金収入 (年金の種類を○印でかこみ、金額を記入してください)		営業等その他収入 (営業・農業・不動産・株式・配当など)		備 考
		非課税年金	課税年金	収入金額①	必要経費②	
	01	02	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金 遺族年金 公務扶助料ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金 厚生年金 共済年金ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 収入金額① 必要経費② 所得金額 〔①-②〕 	
	01	02	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金 遺族年金 公務扶助料ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金 厚生年金 共済年金ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 収入金額① 必要経費② 所得金額 〔①-②〕 	
	01	02	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金 遺族年金 公務扶助料ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金 厚生年金 共済年金ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 収入金額① 必要経費② 所得金額 〔①-②〕 	
	01	02	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金 遺族年金 公務扶助料ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金 厚生年金 共済年金ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 収入金額① 必要経費② 所得金額 〔①-②〕 	

※ 収入のなかった方は、所得金額欄に「0」とご記入ください。

1	
2	
3	
4	

「社会保障・税一体改革大綱」における記載

- 「社会保障・税一体改革大綱」に次のような文言があるが、納税者のタックス・コンプライアンス・コストに配慮しているのか疑問。
- 例えば、地方消費税に関し、「大綱」にあるように、納税義務者が**税務署**（現在は地方分も徴収）と**地方自治体**に対し別々に**申告書**を提出するとなれば、事務負担が増える懸念。事務負担増大は、租税回避の誘引にも。

「税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。」(大綱P38)

「消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大のため、当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を進め、その上で、地方団体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期を目途に、地方団体に対する申告書提出の制度化等について、実務上の論点を十分整理して、改めて判断する。」(大綱P42)

厚生年金保険料徴収の現状と問題点

- 厚生年金・協会けんぽは、事業所(法人ではない)ごとの適用となっている。A会社の名古屋事業所と大阪事業所は、基本的に別の事業所として、年金事務所に適用を届け出。これは、恐らく勤務時間など労務管理の発想。
- 他方、厚生年金保険料・協会けんぽ保険料の事業主負担分は、法人としての支払い能力(資産・利益)に依存。労務管理の発想とともに(適用基準に雇用契約期間や労働時間を含めるならばこれは残る)、保険料滞納の長期化、結果としての大量の不能欠損を極力抑えるため、当局が、法人の支払い能力を早期かつ正確に把握することが効果的 नाही。
- 日本年金機構あるいは歳入庁が、社会保険料を適正に徴収しておくことは、被保険者の年金受給権確保などの利益にもつながる。その際、税務行政で得られた情報は有効なはず。
- 加えて、理論的にも、厚生年金、協会けんぽ保険料は、「社会保険料」と分類されてはいるものの、賦課方式の財政のもとでは租税の色彩が濃く、とりわけ、事業主負担分は租税に近い。いわば賃金を課税ベースとした外形標準課税である。但し、こうした社会保険料の今日の性格が、アカデミズムでも共有されているかは不明。
- このように、(納税者の利便性などに加え)適正な徴収、および、理論両面より、社会保険料[あるいは実態に即して改名して社会保険税]と税の一体的徴収は合理的(=民主党の歳入庁構想)。

歳入庁構想の進め方(1)

- マイナンバーと一体的な議論が望ましい。社会保障制度・税制が法律・オペレーションとも複雑なままシステムをそれに合わせるのではなく、社会保障制度・税制の法律・オペレーションを極力簡素化したうえで、システムをそれに合わせる方が、システムの負荷も小さく、よってミスも回避しやすく、かつ、コスト(=国民負担)が安く済むはず。
- 例えば、老齢年金の新規裁定請求の廃止、国と地方横断的な税目の整理・統合、所得税と社会保険料の所得の定義統一など。実務面、理論面からこれらを洗い出すべき。
- 社保庁への懲罰・単なる公務員削減・組織の数合わせという発想ではなく、行政コストおよびタックス・コンプライアンス・コスト最小化、税収確保による国民の利益最大化という発想で進められるべき。それにより政官民一体となった推進へ。
- 例えば、地方自治体の行政事務全般と必要人員を見直し、徴税職員を必要に応じ福祉に振り向けても良い。地方自治体が不慣れな徴税をせずとも、真に自治体に求められる行政に特化した方が良いのではないか。
- それでも、既存の行政機関側の抵抗感はある可能性がある。そこで、(1)事業仕分けなどで、行政側のコストと納税者側のコストを行政機関横断的に洗い出し国民の圧倒的支持を得る、(2)住民税の現年課税特区などで足がかりを得るアイデアがある。現年課税特区は、とりわけ雇用の移動、外国人労働者の多い地域などで効果が期待できる。

歳入庁構想の進め方(2)

- 所管官庁について。歳入庁は、永田町・霞ヶ関の机上の改正法案を、執行可能かどうかもわからないまま、唯々諾々と受け入れるのではなく、改正法案が実際に執行できるのか否か、コストに見合うのか否か、事前に厳しくチェックし、意見具申し、必要な予算も要求し、そのうえで、改正された法律に基づき、的確に執行する責任ある行政機関であるべき。
- 例えば、今回の一体改革の「低所得者向け年金加算」や「厚生年金の適用拡大」も執行面は大丈夫なのか？
- 他方、歳入庁をガバナンスする所管官庁も、歳入庁の執行をチェックできなければならない。歳入庁を仮に民主党案のように内閣府のもとに置く場合、そうしたチェック機能が期待できるのか不透明。「税法・社会保険法の企画・立案⇔その執行」の相互緊張関係を保持できる所管官庁のあり方が、歳入庁にあわせ強く念頭に置かれるべき。
- その際、公租公課を1か所で企画立案(少なくともグランドデザインの策定)できることのメリットは少なくないと思われる。現在の「社会保障・税一体改革大綱」の問題点の1つは、国税に関しては、税率が細かく書き込まれているものの、社会保険料に関しては、曖昧な点。そうした問題点も改善が期待できる。